

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和8年6月23日（火） 午前10時5分開議

議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 67号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第 70号 第2期GIGAスクール構想に係るタブレット端末等購入売買契約の締結について

議案第 72号 堀口小学校給食室棟増築建築工事請負契約の締結について

議案第 73号 堀口小学校給食室棟増築電気設備工事請負契約の締結について

議案第 74号 新中央図書館建設建築工事請負契約の締結について

議案第 75号 新中央図書館建設機械設備工事請負契約の締結について

議案第 76号 新中央図書館建設電気設備工事請負契約の締結について

議案第 77号 堀口小学校給食備品購入売買契約の締結について

○出席委員 8名

文教福祉委員会	加 藤 恭 子 委 員 長
	安 のり子 副委員長
	鵜 澤 恵 一 委 員
	安 次 男 委 員
	大 内 聖 仁 委 員
	大 谷 隆 委 員
	清 水 立 雄 委 員
	三 瓶 武 委 員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

総務部	長	濱	勇	人	資産経営課技佐兼営繕係長
	石	田	卓	也	資産経営課営繕係主幹
	中	村	泰	久	契約検査課長兼工事検査室長
	小	室		剛	契約検査課係長
教育委員会事務局	箱	崎	勝	子	教育部長
	川	崎	誠	司	教育委員会事務局参事兼教育政策課長
	風	間		剛	教育政策課長補佐兼係長
	前	橋	大	介	学校管理課長
	川	又	和	也	学校管理課長補佐
	内	藤	奈	歩	学校管理課長補佐兼係長
	飛	田	政	則	学校管理課技佐
	金	澤	幸	浩	保健給食課長
	益	子		太	保健給食課長補佐兼係長
	篠	原	麻	依	保健給食課係長
	田	中	正	彦	教育委員会事務局参事兼指導課長
	黒	澤	友	博	指導課指導主事
	小野寺			裕	指導課地域クラブ活動推進室長
	住	谷	太	一	青少年課長
	近	藤	貴	史	中央図書館長

○事務局職員出席者

議会事務局	雪		和	洋	次長補佐
	石	川	浩	之	係長

文 教 福 祉 委 員 会

令和8年6月23日（火）

＊開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時5分 開会

○加藤委員長 これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案8件です。また、執行部から所管事項の説明の申し出がありますので、議案審査終了後に説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第67号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただき、全議員共通、本会議、令和8年定例会、第2回6月定例会、議案、議案第67号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明をお願いします。なお、説明は着座のままで結構です。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 着座のまま失礼いたします。

議案第67号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

今回の改正は、給食室の改修工事等により一時的に自校で学校給食を提供することができない学校へ学校給食を提供しておりました学校給食センターにつきまして、今後給食提供する学校がなくなること、また建物の老朽化が著しいことから、学校給食センターを廃止するため、学校給食センターに係る規定を削除する改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、議案書の4ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条では、学校給食センターの項目を削除し、第5条では、学校給食センターの項目を削除するとともに、施設ごとに設置していた運営委員会をひたちなか市共同調理場運営委員会とするものです。

あわせて、5ページをご覧ください、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第2において、運営委員会委員の職名を同様に改正しようとするものです。

議案書2ページに戻っていただきまして、付則において施行期日につきましては、現在学校給食センターから配送している田彦中学校給食室改修工事が7月に完了見込みであります、中東情勢に伴う影響も考慮し、教育委員会規則において公布の日から起算して1年を超えない範囲内において定める日としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第70号 第2期GIGAスクール構想に係るタブレット端末等購入売買契約の締結についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第70号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 議案第70号 第2期GIGAスクール構想に係るタブレット端末等購入売買契約の締結についてご説明いたします。

児童生徒の1人1台のタブレット端末につきましては、令和3年4月より使用を開始いたしました。使用から5年を経過しましたことから更新するため購入するものであります。

今回の購入に当たりましては、県内全ての市町村が参加する茨城県教育ICT推進協議会における共同調達方式を採用しており、公募型プロポーザル方式で選定されましたリコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部茨城支社公共文教営業部と随意契約により、契約金額8億2,478万9,900円で契約を締結しようとするものであります。

契約期間につきましては、令和8年9月30日までとしております。

今回導入するタブレットにつきましては、これまでと比べデータ保存容量が倍増し、通信規格もより高速、安定化するほか、高速充電可能な耐久性の高いバッテリーを搭載するなど性能面の向上が図られます。また、これまでの学習支援ソフトやフィルタリングソフトを引き続き導入し、学習の継続性や安心して使用できる環境を確保してまいります。

購入台数は、補助対象となる予備機を合わせて1万2,190台で、夏休みに入替えを行い、9月から新しい端末で学習できるよう進めてまいります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。清水（立）委員。

○清水（立）委員 今日出ました追加資料なんですけれども、設計金額が8億2,478万9,900円とありますけれども、この積算根拠を教えてください。

○加藤委員長 前橋学校管理課長。

○前橋学校管理課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、補助対象内と補助対象外というものが実はあるんですけれども、それをちょっと分けて説明いたしますと、まず仕様としましては当然端末の費用、これ自体は実は1台当たり4万2,130円というふうになるんですけれども、それ以外に設置費用であるとか、それから設定費用、それからソフトウェアの費用が今補助対象内のものになります。それで、補助対象外

のものとしまして、先ほど部長も説明しましたけれども、フィルタリングソフトの費用、それからフィルタリング設定費用、それから学習支援、A I ドリルというふうに考えていただければよろしいかなと思いますけれども、こういったものがありまして、トータルで8億2,478万9,900円という形になります。内訳まで細かくご説明したほうがよろしいですか。

○加藤委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 数字なものですから、口頭で言われても分からないので、資料提出をお願いしたいと思うんですが。

○加藤委員長 資料提出、後日でよろしいですか。前橋学校管理課長。

○前橋学校管理課長 後日、積算の内訳となっているものを提出したいというふうに思います。これは全員分。

○加藤委員長 委員の皆様にお諮りします。ただいま資料提出の求めがありましたけれども、これは委員会として求めていますか。それとも個人としてにいたしますか。

（「委員会」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 それでは、委員会としてお願いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 今回、茨城県の学習者用コンピュータ機器等調達という中に参入して調達されるということですが、これは県内全部同じ規格のものが導入されるのか、その辺ちょっと教えてください。

○加藤委員長 前橋学校管理課長。

○前橋学校管理課長 ただいまの質問にお答えいたします。

県内全市町村が同じOSのものかといいますと、違いまして、大きく4種類に分かれております。まず機種の部分で4種類に分かれております。まず1つが、Chrome OSのコンバーチブルというもの、それからChrome OS デタッチャブルというもの、それからiPad OS、それからWindows OSという形の4種類に分かれております。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 そのOSが分かれたときに、子どもたちが授業を受ける環境が変わるとか、そういうことはあるんですか。それとも、そういう差はないのかな。

○加藤委員長 前橋学校管理課長。

○前橋学校管理課長 ただいまの質問にお答えいたします。

実は、このGIGAスクール構想というのは第2期というふうになるわけですがけれども、実はひたちなか市におきましては第1期におきましても今回の機種と同じようなものを使っておりまして、児童生徒が機種が変わることによって戸惑うことのないように今回も同様のOSのほうを選んでおります。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 今回、リコージャパンとの締結ですけれども、県内全台数がこのリコージャパンと契約しているのか。もし分かれば、県内で何台、今年度更新されるのか、そこが分かれば教

えてください。

○加藤委員長 前橋学校管理課長。

○前橋学校管理課長 ただいまの質問にお答えします。

県内全域で何台かということにつきましては、ちょっと現時点で資料を持ち合わせておりませんので後ほど提出したいというふうに考えております。ただ、今回全市町村が一斉に更新したというわけではございませんで、実は市町村によって第2期のスタート時期がちょっとずれておりますので、県内全域ではなく、既にもう済んでいる市町村もあるというところをご理解いただければと思います。

その中で、一番近い市でいきますと水戸市なんかは、実は今回の共同調達に乗っていないくて、実は昨年度か、たしか2か年だったと思うんですけども、そういった形でGIGAスクールの第2期を迎えているということでございまして、繰り返しになってしまうんですけども、県内一斉にやったというわけではないというところでございます。

○加藤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 了解しました。ありがとうございます。資料提出は求めませんので大丈夫です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第72号 堀口小学校給食室棟増築建築工事請負契約の締結について、議案第73号 堀口小学校給食室棟増築電気設備工事請負契約の締結について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、追加議案、議案第72号、議案第73号をお開きください。また、両議案に係る補足説明資料がそれぞれのフォルダ内にありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 議案第72号、議案第73号につきましては、堀口小学校給食室棟増築に係る工事請負契約の締結でありますので、一括してご説明申し上げます。

議案説明の前に、追加提案とした理由についてご説明いたします。

議案第72号から、この後順次ご審議いただきます議案第75号までの契約案件につきましては、当初9月定例会に議案を提出する予定でありましたが、中東情勢の影響から資材等の高

騰や供給不足が顕在化しており、今後の見通しが不透明であったことから、入札を執行しても契約の相手方が決まらない状態を回避するため、早期の発注を実施することといたしました。発注に当たりましては、入札に参加しようとする事業者の入札金額を積算する期間を考慮すると入札公告や指名通知から入札日まで十分な期間を確保しなければならず、当初提案に間に合わなかったことから追加提案とさせていただいたところです。

それでは、議案の説明をいたします。

まず、議案第72号 堀口小学校給食室棟増築建築工事請負契約の締結につきましては、一般競争入札の結果、落札者となりました横建・井上特定建設工事共同企業体と契約金額2億2,033万円で契約を締結しようとするものであります。

本市の学校給食施設におきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、調理場の床を乾いた状態で使用することで室内の湿度を低く保ち、細菌の繁殖を抑え食中毒の発生要因を少なくするため、調理場のドライシステム化を推進しております。今回の契約につきましては、衛生的な調理環境の下でより安全で安心なおいしい給食を提供するため、ドライシステム対応の給食室の整備を行うためのものであります。

次に、議案第73号 堀口小学校給食室棟増築電気設備工事請負契約の締結につきましては、一般競争入札の結果、落札者となりましたエンドウ・ミナト特定建設工事共同企業体と契約金額1億5,532万円で契約を締結しようとするものであります。

本工事は、給食室棟増築工事に伴う受変電設備、照明設備、動力設備等の電気設備を整備するものであります。

契約期間につきましては、いずれも令和9年7月30日としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。大谷委員。

○大谷委員 今回、給食室のドライシステム化をするための給食室棟の増築ということになっておりますけれども、これは改修ではなく増築とした理由が分かりませんので、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○加藤委員長 前橋学校管理課長。

○前橋学校管理課長 ただいまの質問にお答えいたします。

実は、今、堀口小学校でも当然給食を提供しておりまして、その改築ということになりますと、一旦止めてどこからか持ってこなくちゃいけないというのがございまして、その給食を提供する場所のロスを減らすためにと言ったらよろしいですか、現時点のものを稼働させておいて、その間に増築工事をして、新しいものができてから壊していくということを考えておりまして、増築という扱いになっております。

以上でございます。

○加藤委員長 大谷委員。

○大谷委員 よく分かりましたが、夏休み等の期間とかではそれは吸収できなかったのかとい

うことと、これは第67号にも関わりますけれども、給食センターのほうですか、こちらのほうの活用とか、そういったことは考えはなかったわけですか。

○加藤委員長 前橋学校管理課長。

○前橋学校管理課長 ただいまの質問にお答えいたします。

センターから持ってくるという方法も考えられるかなというふうには思うんですけども、当然その配送費用等々もかかりますので、それよりも現時点のものを活用しつつ、新しいものができたときに入れ替えるじゃないですけど、瞬間移動させるといいますか、そのほうが効率的だろうということでこのような契約というふうになっております。

ですから、瞬間移動と言いましてもすぐにできるわけではありませんので、当然新しいものができましたらば、古いところから、今既存ですけれども、そこから新しいものに移動する際には、夏休み期間中に試運転等をやりながら、新学期、今契約予定が7月30日までというふうにしておりますので、夏休み期間中に移動して、新学期が始まったらばそちらのほうで稼働するというようなことで考えております。

以上です。

○加藤委員長 大谷委員。

○大谷委員 それでは、夏休み期間中だけでは改修あるいは試運転、そういったものも含めて期間的に吸収できなかったということでしょうか。

○加藤委員長 前橋学校管理課長。

○前橋学校管理課長 ご指摘のとおりでございますということと、あと、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、センターから持っていくということになってきますと、当然その部分の配送費用というところもかかってきますので、そういったものも含めて今回のような契約手続を考えましたというところでございます。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。

初めに、議案第72号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第73号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第74号 新中央図書館建設建築工事請負契約の締結について、議案第75号 新中央図書館建設機械設備工事請負契約の締結について、議案第76号 新中央図書館建設電気設備工事請負契約の締結について、以上3件は関連がありますので、一括して議題とします。

追加議案のフォルダに戻っていただき、議案第74号、議案第75号、議案第76号をお開きください。また、この3件に係る補足説明資料がそれぞれのフォルダ内にありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明をお願いします。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 議案第74号、議案第75号、議案第76号につきましては、新中央図書館の建設に係る工事請負契約の締結でありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第74号 新中央図書館建設建築工事請負契約の締結につきましては、一般競争入札の結果、落札者となりました鈴縫・横建特定建設工事共同企業体と契約金額29億6,659万円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第75号 新中央図書館建設機械設備工事請負契約の締結につきましては、一般競争入札の結果、落札者となりましたストウ・戸田特定建設工事共同企業体と契約金額7億1,368万円で契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第76号 新中央図書館建設電気設備工事請負契約の締結につきましては、一般競争入札の結果、落札者となりましたハレルヤ・協進特定建設工事共同企業体と契約金額5億9,809万2,000円で契約を締結しようとするものであります。

契約期間につきましては、いずれも令和10年2月29日までとしております。

新中央図書館整備につきましては、今後、令和8年度と9年度の2か年で建築工事等を行う予定であります。今後、建築工事とともに運営についての検討を進め、幅広い世代の方に活用していただける魅力的な図書館となるよう、令和10年度中の開館を目指して整備を進めてまいります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。安次男委員。

○安（次）委員 説明ありがとうございました。建築と機械と電気と、3つ合わせてかなりの金額になるんですけども、今新聞紙上でも騒がれていますけども、いろいろな資材高騰によって、この予算で果たして収まるのか、後でまた恐らく追加補正とか出てくるんじゃないかなと私は予想するんですが、それも加味して、あとちょっとずれるんですけども、このほかに附帯工事ではこれらの整備費用というんですか、周りの外柵とか駐車場とか、いろいろな、そういったのはどのぐらいと見ているんですか、これからの工事において。ちょっと説明してください。

○加藤委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 お答えいたします。

まず、ご質問のありました昨今の中東情勢ほかの影響による物価高騰などのことにつきましては、まず費用のところについて、高騰局面ではありますが、入札に当たっては最新の単価を使って積算をいたしております。今後、またどのくらい上がっていくのか、予算で足りるかどうかが、この辺につきましては発注者と、それから受注者の間で適切に協議をしながら進めていきますが、最悪といいますか、スライド条項の適用とかそういったものも手法としてはございます。そういったものを発注者と受注者の間で協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、ほかの附帯工事のほうでございしますが、附帯工事につきましては債務負担のほうを今年度組んでおります。新中央図書館の周辺整備事業ということで、建設事業費以外に債務負担で4億9,367万1,000円、これを債務負担のほうで組んでおりまして、外構工事などの附帯工事につきましてはこの金額を予定しているところでございます。

○加藤委員長 安 次男委員。

○安（次）委員 そうすると、おおむね外の整備ももろもろで約5億円見ているわけですね。私、去年予算委員会で、たしかこの図書館建築に関しては40億円と確認していたような気がするんですけども、そのときに、いろいろ諸問題あるけども極力40億円で抑える方向でおるということを私、ちょっと記憶があって、それから2か月後に、今度中央図書館の建築は5億円増えて45億円と工業新聞に出ていたので、あれ、おかしいなと思って、ちょっと疑問に思っていたんですが、今回もかなりの予算になって、これからおおむね、概算として、難しいんでしょうけども、総額どのくらいを見込んでいるんですか、この新中央図書館。立派なものができて、市民の方々も利用する頻度もあって、いいとは思いますが、おおむね総額どのくらいと行政として踏んでいるのかなと思って、ちょっと概算で結構ですから教えてください。

以上です。

○加藤委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 お答えいたします。

まず、委員のご質問で40億円という数字のほうを今お聞きいたしましたが、40億円の事業費につきましては、数年前のときに候補地の検討をするために出した金額で約40億円というふうにしております。その後、基本設計ができました令和6年度末の段階で約45億円という数字を基本設計の金額として、はじいた概算額として出しているところでございます。

ご質問のありました今後の全体の事業費、総額でございしますが、先ほど申し上げました外構工事が約4億9,300万円、図書館の建設工事のほう、今ご審議いただいておりますが、債務負担ベースで申し上げてしまいますと44億4,200万円で、合わせまして49億3,500万円というのが今債務負担で組んでおるものでございますが、これ以外に考えられるものとしましては、ICT機器の購入とか、それから引越し費用とか、それから新館オープンに向けての図書の購入とか、そういったものがかかってくるわけでございますが、この辺のソフト面

の検討につきましては、ハードの設計が今終わったところでございますので、これから約2年、オープンまでの間に、オープンに向けまして費用も含めてどういったソフトの機械等を入れるか検討していくところでございまして、億単位になるのは間違いないと思いますが、そこが幾らぐらいになるかがちょっと今の段階では明確な数字としては持っておりませんので、今申し上げた49億円の工事費に、プラス、そういったソフト面の費用がかかってくるということになるものと考えております。

○加藤委員長 安 次男委員。

○安（次）委員 ありがとうございます。ひたちなか市政、非常に厳しい厳しいと言って、いろいろなものに予算をつけてくれないものですから、なるだけオーバーしないようにひとつ検討してください。

以上です。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。

初めに、議案第74号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第75号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第76号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第77号 堀口小学校給食備品購入売買契約の締結についてを議題とします。

追加議案のフォルダに戻っていただき、議案第77号をお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 議案第77号 堀口小学校給食備品購入売買契約の締結についてご説明申し上げます。

堀口小学校の給食備品の購入につきましては、指名競争入札の結果、落札者となりました三英物産株式会社と契約金額1億1,165万円で売買契約を締結しようとするものであります。

本市の学校給食施設におきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、調理場の床を乾いた状態で使用することで室内の湿度を低く保ち、細菌の繁殖を抑え食中毒の発生要因を少なくするため、調理場のドライシステム化を推進しております。今回の契約につきましては、1日最大320食の調理能力を備えた給食室を整備するため、ドライシステム対応の調理機器、厨房設備の整備を行うためのものであります。

契約期間につきましては、令和9年7月30日までとしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。安 次男委員。

○安（次）委員 今回、指名競争入札になったんですけど、どうしてこれは一般競争入札しなかったんですか。ちょっと教えてください。

○加藤委員長 中村契約検査課長。

○中村契約検査課長 指名競争入札としたことについてであります。一般競争入札と指名競争入札の違いといたしましては、案件に対する業者数が少ないことであつたり、入札案件の周知方法として指名通知のほうが有効であるとの理由から指名競争入札を実施することとしておりまして、基本的には物品調達や役務の提供については指名競争入札とするというような決まりの中で対応しております。

以上となります。

○加藤委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 一般競争入札よりも有効だというご答弁だったと思うんですが、入札の基本は一般競争なんです。それをご存じですか。

○加藤委員長 中村契約検査課長。

○中村契約検査課長 入札の基本は一般競争入札としているのが原則となっております。そこで、物品調達とか1,000万円以下の工事につきましては指名入札とさせていただいている、そういったことで対応しているということで、原則からちょっと外れる形になりますけども、指名競争入札として対応しているところであります。

以上です。

○加藤委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 原則から外れる根拠はどこにあるんですか。

○加藤委員長 中村契約検査課長。

○中村契約検査課長 こちらは、地方自治法施行令第167条第2項に、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数で

ある契約をするとき」に該当しますので、そういった根拠の下、指名競争入札での対応を行っております。

○加藤委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 該当する業者数が少ないからということですか。

○加藤委員長 中村契約検査課長。

○中村契約検査課長 業者数は、厨房機器を取り扱う業者といたしまして本案件の履行が可能であると判断した業者が10社程度ということで、その10社を選定して指名競争入札としたところであります。

○加藤委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 一般競争せずに、10社を指名して指名競争入札をしたという理由にはならないんじゃないですか。

○加藤委員長 中村契約検査課長。

○中村契約検査課長 厨房機器の今回の案件の、これまでの案件もそうなんですけれども、過去に市毛小ですとか田彦中も同様に厨房機器の購入の備品購入を入札で行っておりますけれども、同様に、同じ業者10社で、同様の規模であることから10社を指名して、指名業者の中での契約というふうな形で入札を執行しております。

以上になります。

○加藤委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 それは答弁になっていないんじゃないですか。なぜ指名競争入札が妥当だったのかということを私は聞いているんですよ。以前にそうだったからというのは理由にならないんじゃないですか。

○加藤委員長 中村契約検査課長。

○中村契約検査課長 ちょっと繰り返しにはなってしまうんですけれども、案件に対する業者数が少数、10社であることですか、入札案件の周知方法の部分に絡めて、地方自治法施行令のほうからそういった一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるという、そういう判断の下、指名競争入札という対応をしております。

○加藤委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 これ以上言ってもしょうがないから、これで終わりにしますが、少数だからこそ一般競争でやればもっと業者が増えてくるんじゃないですか。まあ、いいです、これで。前例がそうだったからというのは説明にならないですからね。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 今の入札のところなんですけど、もちろん業者数が少なければ1社とかで随契とか、少なければ指名入札とか、全然あることなので、これは致し方ない部分はあると思うんですけど、今回の件に関して言うと、今の話だと委員会とずっと平行線になってしまうと思うんですよ。もちろんなんですけど、本社機能をひたちなか市内に有するとか、いろいろな

縛りというか、指名入札以外にも地元企業に何とかお仕事をさせるような環境は十二分に今までやってきたと思うんです。今回、たまたまこういう形で変えてしまったということで、今後ぜひもう一度、過去にやってきたような、地元企業に受注させて、地元でお仕事が、お金が回るような考え方を、指名競争以外のやり方でも再度考えていただいて、過去にたくさん事例がある地元に本社機能を有する企業のみとか、いろいろ考えていただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 要望でよろしいですか。

○大内（聖）委員 要望です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

傍聴の方は退席していただいて結構です。

（傍聴者退席）

○加藤委員長 次に、所管事項説明に入ります。

執行部から、学校部活動の地域展開について説明を受けたいと思います。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただき、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和8年度、令和8年6月23日、配付資料の順にフォルダをお開きいただき、指導課資料をお開きください。

執行部より説明を願います。箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 着座のまま失礼いたします。本日は説明の時間をいただきありがとうございます。

学校部活動の地域展開につきましては、本年1月から3月の試行期間を経まして、4月より休日の部活動に代わって地域クラブ活動がスタートいたしました。スタートから約2か月と少し経過いたしましたが、本日はこれまでの活動状況や、活動していく中で明らかになった課題への対応状況などについてご説明させていただきます。この後、資料に基づき担当課長よりご説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 田中教育委員会事務局参事兼指導課長。

○田中教育委員会事務局参事兼指導課長 着座にて失礼いたします。

学校部活動の地域展開について説明いたします。

データファイル 01, R8, 0623, 文教福祉委員会説明資料, 学校部活動の地域展開についてをお開きください。

内容は、目次にあります6つの項目について説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。目次の1、これまでの経緯です。3月議会の文教福祉委員会までに説明してきた内容となりますので、1つ1つの説明は割愛させていただきます。

5つの主な経緯となりますが、本市地域クラブ活動ガイドラインの策定、試行期間におけるプレ活動の結果、導入・運用開始した地域クラブ活動の認定制度の申請状況、令和8年度以降の休日部活動の取扱いについての通知、国等の補助金を活用した地域クラブ活動への予算措置となります。それぞれの参考資料をファイルでつけておりますので、後ほどご確認ください。

2ページをご覧ください。目次2の認定・準認定の地域クラブ活動です。

本市では、認定と準認定の2つの認定を行っております。どちらの認定につきましても、生徒の安全安心を守る要件は大前提となっております。

表をご覧くださいと、左側の認定は、国の方針にのっとり、国等の補助の対象となる要件となっております。一方、右の準認定は、本市独自の基準を設けた設定となっております。地域クラブに対しては、補助金以外の支援が2点あります。1点目は、中学校体育施設を利用できること、2点目は、市公式ホームページでクラブの紹介をすることとしており、現在認定が37団体、準認定が23団体、計60団体となっております。

青矢印の下をご覧ください。4月以降は休日が地域クラブ活動、平日が部活動となります。地域クラブの活動時間は土日いずれかと祝日が対象で、1日3時間程度、週当たり上限11時間となっております。活動場所は、中学校体育施設またはその他の施設となります。中学校体育施設については、クラブの希望を確認し、市が施設の使用時間帯を割り振っております。休養日は、土日のうち1日を設定していただいております。

3ページをご覧ください。目次の3、地域クラブ活動ホームページ紹介です。

1のような基本情報を市公式ホームページで紹介しており、クラブの方針や活動時間など生徒や保護者が探しやすいよう工夫をしております。また、2のように種目別に探すに加えて、地区別に探せるようにしております。今後は、マップ上にクラブの活動拠点を表示し、地図上で活動場所やクラブ情報が分かるようにしていく予定です。参考資料6については、後ほどご確認ください。

4ページをご覧ください。目次の4、5月の休日活動状況です。

5月の地域クラブ活動には、延べ人数で約4,100人の生徒が参加をいたしました。5月はゴールデンウィークがあったため活動日が多く、1日当たり約800人以上の生徒が参加した規模感となります。

地域クラブ活動を開始したことにより明らかになった課題として、ここで2点挙げさせていただきます。

1点目は、土日いずれかの活動日では、祝日を含めた3連休以上の休日となる場合に活動日

の組合せが限られる点です。休息日の確保を理由に、当初土日どちらかとしていたところですが、連休のうち1日以上休養日を設けて、かつ週の上限時間が守られていればよいというルールに修正しました。

2点目は、参加費を徴収していることから、天候や指導者の都合により活動ができない日の振替日を確保したいという声があり、施設の空き時間を利用した振替利用を認めるルールを追加しました。これ以外にも、現場調整レベルで施設利用の整理を1つ1つ調整しながら進めているところです。

5ページをご覧ください。目次の5、休日部活動月1回の課題です。

上段の四角の中には、3月18日の通知にて、4月からの部活動の取扱いと公式大会等の参加について通知した内容の一部になります。丸の部分、公式大会以外の休日の部活動についてですが、公式大会やコンクールに向けた試合、練習の機会を確保するため、原則1年間は特例的に部活動として休日に活動する機会を設けるというルールを設定しました。その回数は月1回とし、運動部は1大会を1カウントとしたところです。

この運用で進めたところ、次の課題1が明らかになりました。選抜大会と市内のシード決め大会が同じ月にあることから、選抜大会をあきらめるという内容です。それを受け、各校に同様の状況がないかヒアリングを実施し、その他の課題も把握したところです。課題2のリーグ戦の参加や、課題3の通信陸上の取扱いといった課題も追加されたところであります。それぞれの課題を取り上げ、誰でも参加できるオープン大会を毎週のように参加することのないよう月1回としたという経緯から、その部分を守った上で整理いたしました。

課題1の予選を勝ち抜いて獲得した選抜大会については、オープン大会とは区別して参加を認める。課題2のリーグ戦については、一連の全ての試合が終わった時点で順位が決する大会と整理し、リーグ戦のシーズン参加を認める。課題3の通信陸上は、中体連主催の公式大会として参加を認める——といったように、大会の性質から出場できるよう整理いたしました。

今後、文化系のコンクールなど、種目や大会の形態から個別に内容を整理し、柔軟に対応していきたいと考えています。

6ページをご覧ください。その他の取組についてです。

1つ目は、地域クラブの指導者研修を進めており、県のオンデマンド式のウェブ研修を活用しております。2つ目は、休日部活動の取扱いについて、新入生の部活動本入部の時期に改めて全家庭に連絡アプリを用いて通知したところです。

今後の取組につきましては、現時点で4点紹介いたします。1点目として、6月に利用者アンケートを行う予定です。2点目として、補助金要綱の整備です。現在準備を進めております。3点目として、中学校体育施設の割当て見直しを新年度に向けて行う予定です。4点目として、本年度中に地域クラブ活動推進計画や施設利用マニュアルなどの作成を行う予定としております。

7ページ、今後の主な課題をご覧ください。現時点で4点挙げさせていただきます。

1点目として、学校部活動にない多種多様な地域クラブ活動を増やすこと、2点目として、

今後平日の地域クラブ活動について活動形態を提示できるよう研究していくこと、3点目として、公式大会に地域クラブ活動が参加しやすくなるよう、参加要件のハードルが下がるよう求めていくこと、4点目として、大会やコンクールなどに地域クラブ活動が活動しやすくなるような地域クラブ運営団体が携わる体制づくりを進めていくこと。

以上が4月から始まった学校部活動の地域展開の説明となります。今後につきましても、様々な課題について皆様にご理解、ご協力をいただきながら、できることを考え対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。鶴澤委員。

○鶴澤委員 ありがとうございます。利用者アンケートを6月に実施すると書いてあるんですけど、新しく始まった地域クラブと今までの学校での部活動というのは全く別のものだと思うんですけど、例えば新しく学校に入って新生が部活動を始めるという場合と、今まで学校で部活動をやっていた人たちが、平日は今やっていて、休日になるとそっちに行くという形で、その移行に関するストレスとか、スムーズに、今まで部活動をやっている人が地域活動で新しく活動するということに関しての移行はしっかりいっているのかどうかというのが気になるんですけど、例えば個人で見たら、自分のことだけであれですけど、多くはチームスポーツとか、音楽とかもバンドというか、オーケストラとか、そういうのでチームで動くというのが学生の部活動の特色だと思うんですけど、そうしたときにチームだったらチームプレイで、チームごと移りたいねという気持ちできっとみんないると思うんですよ。だから、その辺で平日も今後地域クラブに移行するという方向性であるならば、そこがスムーズに移行できているのかなというのが懸念するところなんですけども、そういう情報はありますか。

○加藤委員長 小野寺指導課地域クラブ活動推進室長。

○小野寺指導課地域クラブ活動推進室長 ご質問ありがとうございます。

今回、生徒アンケートというのを6月に予定しております。その中で、全学年ですね、1年、2年、3年生。1年生は今年4月から入学したばかりで、5月に本入部したばかりなんですけど、その人たちも合わせて、地域クラブというのを今年初めて、休日から始まりましたと、その受止めについてどうなのかと、あとはどういったクラブに入っていてとか、あとは満足なのか不満足なのか、またそういった理由はというのを1つ1つ聞いていきたいなというふうに考えております。

現在、3年生がちょうど総体というのが、市内大会というのが先週あたりに終わりました、場合によっては3年生はもう引退という形になってくるかと思うんですけど、今は1・2・3年生、そして9月以降になると新人戦という形で、新1年生、2年生という形で定点的にアンケートを取りながら、各参加している方がどういうふうに地域クラブまたは部活動というものに関わっていったときに、どういった満足を得られているかというのをちょっと見ていきたいなというふうに思っております。

ご質問にありました、チームで動くというのが部活動の特徴では確かにあるかというふうに思っているところではあります。現在、おっしゃられるとおり、平日につきましては部活動単

位で活動いただいていますので、吹奏楽ですとかチームスポーツにつきましては平日の部活動の中でやっていただいて、土日につきましては、休日につきましては、学校によっては部活動のメンバーそのまま地域クラブを立ち上げられているところもありますし、場合によっては中心地区のほうにあるクラブのほうに各学校から集まって一緒に団体種目をやられているというケースもあるんですが、それぞれよい点もあり、そうじゃないところもあるのかもしれませんが、今回進めてきた中で子どもたちが選べる、選択できるという形を大事にしております、今までその部活をやっていた、土日でも部活をやっていたんですけども、それがなくなったということで、逆に土日のときにはほかの地域のところで活動してみるとか、あとはほかの種目をやってみるとか、また場合によっては今までのチームのままもう一度やりたいよねということであれば、またそういった学校単位と同じ単位でクラブを立ち上げているところもありますので、ただ、どれにしても本人が選べるような環境づくりというのがまず大事なところで進めているところではあります。すみません、今の状況ということでご説明させていただきました。ありがとうございます。

○加藤委員長 鵜澤委員。

○鵜澤委員 私が気になったのは、チーム単位で活動している人が、いずれは平日も地域クラブに移るという、先に見えるわけじゃないですか。それで、大抵サッカーとかはチーム単位で競技するというのが大きな趣旨なので、そこを1回オールクリアして別のところへ行くというのはまたすごいロスだと思うんですよ。なので、今一生懸命チームでスポーツをやっている人たちは、多分同じチームで今後もずっとなるべくやりたいと思っている人たちが大多数だと思うので、その辺を受皿として市としてもちゃんと考えていただいて、選べるというだけじゃなくて、そういう人たちはこういう受皿がありますよ、こういう形でやったらどうですかみたいなのを提案できるような形でやっていただけたら、より利用者のほうも安心するんじゃないかと思っています。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。安 のり子委員。

○安（の）委員 本日はありがとうございます。部活動について、まだ2か月、3か月ほどの運営で、大変厳しい状況で、いろいろな課題が見えるところだと思うんですけども、そこで、6番のその他のところに補助金について書いてあるんですが、この認定地域クラブ活動への補助とか、経済的困窮世帯へのクラブ参加費支援についての補助金の内容というか、お考えを聞かせてください。

○加藤委員長 小野寺室長。

○小野寺指導課地域クラブ活動推進室長 補助金の件についてお答えさせていただきます。

大きく補助金は2種類ございます。1つ目が地域クラブ活動の運営団体が運営するに当たっての補助というものがございます。そちらにつきましては、基本的に国と県と市の3者で補助金を出すような構造になってございます。内容としましては、クラブの団体のほうでの指導者に対する謝金ですとか交通費ですとか、あとは施設の利用料といったものが対象になってござ

います。基本的には、運営費としては皆さん参加者の方から参加費のほうを頂きまして、その中でそういった指導者の方への支払い等を行っていただく予定なんですけども、それでも賄えない部分、赤字の部分につきまして、国、県、市の3者で負担するというような補助制度になっています。こちらが1点目の補助制度になっています。

2点目のもう一つの補助制度につきましては、経済的困窮世帯に対する補助となっております。こちらは、いわゆる準要保護世帯ですとか、そういった方々に対してクラブに参加するときの参加負担金と保険料というものを国と市のほうで負担するような構造になってございます。大体月当たり3,000円で、12か月で3万6,000円、それに保険料の800円ということで、3万6,800円が1人当たりの補助ということで想定しているところでありますので、今後こちらのほう、なるべく早く補助制度をつくりまして、予算もお認めいただいていますので、そういった世帯の方に参加しづらい環境とならないように整備を進めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。本当に皆さんが参加できるような部活動にしていたきたいなと思います。

そこで、運営のほうで赤字の部分を補填するというお話があったんですが、この基準というのはどういった、赤字というのはどういった基準なんでしょうか。

○加藤委員長 小野寺室長。

○小野寺指導課地域クラブ活動推進室長 皆さん、運営されるときに様々な歳出経費というものと、あと皆さんから頂く歳入というものがあまして、国のほうでクラブの大きさ、ニーズによって単価が、27人以上であれば幾らですとかいうのが定まっているような形になっておりまして、ただ、それをそのままお渡しするのではなくて、その中で歳出と歳入の経費を出していただきまして、そのこの差の部分につきまして補充させていただくというような制度設計になっているというふうに理解しております。

○加藤委員長 安 のり子委員。

○安（の）委員 ありがとうございます。できるだけ、そこは穏便に、運営のほうにお金が入りますようによろしくお願いします。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。鵜澤委員。

○鵜澤委員 確認なんですけど、今後の主な議題のところ、1で出したような地域クラブ活動の増設ということで、今の学校の部活動にはない種目とかを増やすと出ていますよね。それで、これは実際にこういう要望だとかニーズだとかがあるということなんですか、背景として。

○加藤委員長 小野寺室長。

○小野寺指導課地域クラブ活動推進室長 今回、地域クラブ活動というものを部活動からちょっと外した形で、新たな選択肢をとるというふうにご準備させていただく上で、もともと部活動にあっただけの種目であれば、そのまま何ら変わらないと、そこにやはり子どもたちの選択肢が増えていくというところで、様々な部活動にない種目も選ぶ機会を準備できればということで

用意させていただこうというふうに考えております。

ただ、まだ子どもさんのほうからのこういった種目をというところまでは把握し切れない状態ではあるんですけど、今の時点でも幾つか団体から声を上げていただきまして、例えば意外とないのがバドミントンとか、あとボウリング、あとお琴ですかね、そういったところも手を挙げていただいておりますので、まだたくさんの方がそこに参加している状況までは至ってはいないんですけども、いろいろな選択肢があることによって部活動ではできなかったものとか、部活動からちょっと切り替えてみてほかの種目をというふうな選択ができるように、こちらのほうとしては間口を広げていきたいなと、そういうふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で学校部活動の地域展開についてを終了します。

執行部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

（執行部退席）

○加藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 それでは、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件については正副委員長にお任せいただきたいと思いますのですが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、開催する場合の日程についてあらかじめ協議させていただきたいと思います。まず、7月24日（金曜日）の午前10時から午後1時半、8月5日（水曜日）午前10時から午後1時半、この2日間のこの時間帯でご都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、開催が決まりましたら、予定通知にてご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただき、閉会中の継続調査申出書（案）をお開きください。

事務局職員から説明を願います。雪次長補佐。

○雪次長補佐 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○加藤委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 異議なしと認め、この案のとおり閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長 それでは、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会します。

午前１１時１６分 閉会